

令和2年度国家公務員災害事例(詳細)

資料2-2

	事故の型	発生日・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
	はさまれ・巻き込まれ	10月・14時台	30代・男	左脛骨顆上骨折 左足関節内顆骨折 左足関節後顆骨折 左腓骨骨幹部骨折 左下腿挫創	146日
災害発生状況	被災職員は、自己が勤務する施設のグラウンドにおいて、トラック部分を整地するため、乗用運搬車(積載荷重0.6トン)を運転して土を山積みしている場所からトラック部分へ移動させていた。土をトラック部分で降ろした後、時速10キロ程度、空荷の状態でも運転していたところ、乗用運搬車の四輪全てが柔らかい土の上に出たところからハンドル操作が利かなくなり、被災職員の意思とは関係なく左にカーブして進行し、コンクリート擁壁に乗用運搬車ごと衝突した。衝突時に乗用運搬車とコンクリート擁壁の間に左足を挟まれたことにより、左足を負傷した。				
発生要因(推)	<ul style="list-style-type: none"> 被災職員は、乗用運搬車を運転するのが初めてであり、乗用運搬車のデフロック機能等の特性を承知していなかったこと。また、本来であれば、デフロック機能を用いて低速で進行するべきところ、デフロック機能を解除した状態で不安定な土の上を走行したため。 人事院規則10-4第30条第2項に定める業務(最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く))について、危害防止のための特別の教育を行わず、職員を当該業務に従事させたこと。 				
再発防止対策	<p>全地方管区宛てに指示文書を発出し、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第30条(危害のおそれの多い業務の従事者)の確認徹底について以下の指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危害のおそれの多い業務の有無、資格等取得状況等の確認 「資格等取得状況表」の備え付け 有資格者の育成 <p>免許等が不要な農業機械等(乗用運搬車も含む)の操作に関しては、専門業者等による講習又は指導を受けた職員に限り、操作することを認めることとした。</p>				
類似災害防止のために留意すべき事項	<p>無資格運転の根絶、特別教育の計画的な実施</p> <p>災害は、機械、設備等の不備や作業環境等によって生じることが多いものですが、業務に従事する職員の知識、経験、技能等の不足によって発生することも少なくありません。</p> <p>これら業務に従事する者の知識、経験等の不足による災害を防止するためには、業務の危険度合いに応じて一定の資格要件を備えた者に限って当該業務に従事させることにしたり、あるいは従事させようとする職員に事前に必要な知識、技能等を付与することが肝要です。</p> <p>安全管理者を中心に、現在職場で行われている作業について危害のおそれの多い業務の有無の確認、資格等取得状況等の確認や職員の資格等取得状況の管理、有資格者の計画的な育成や特別教育実施など、十分な対応をとるようにしましょう。</p>				

令和2年度国家公務員災害事例(詳細)

	事故の型	発生月・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
	はさまれ・巻き込まれ	6月・16時台	30代・女	右中指挫創	1日
災害発生状況	<p>被災職員は、庁舎内で書類の後片付けを行うため、書類保管箱を庁舎2階の物品庫へ収納して自席へ戻る際、閉じかけていた物品庫出入口扉を右手で押さえようとしたところ、開閉部分に手をつき、右手中指を挟んだ状態で扉が閉まってしまい、右手中指を負傷した。</p>				
(発生要因)	物品庫の扉のドアクローザーが壊れており、扉にブレーキがかからず、扉を開けた状態を維持できなかったため。				
再発防止対策	物品庫扉のブレーキ機能を修復する工事を行い、扉を手で支えなくても開いておける状態を保てるよう修理した。				
類似災害防止のために留意すべき事項	<p>安全管理者の責務 第六条 各省各庁の長は、人事院の定める組織区分(内部組織の構成等により必要があると認める場合にあつては、当該組織区分を細分した組織区分)ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから安全管理者を指名しなければならない。 2 安全管理者は、上司の指揮監督の下に、職員の安全管理に関する事務の主任者として次に掲げる事務を行なうものとする。 一 職員の危険を防止するための措置に関すること。 二 職員の安全のための指導及び教育に関すること。 三 施設、設備等の検査及び整備に関すること。 四 職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること。</p> <p>《《災害報告やヒヤリ・ハット事例を収集し活用しよう。》》 ○ 労働災害が発生した場合は、再発防止対策を樹立することが重要である。また、ヒヤリ・ハット事例は、職場の危険要因を見つけ、災害防止対策の検討に有効である。 ○ 危険予知活動により、災害が起きるまでに危険の芽を摘む。</p> <p>KY(危険予知)活動を実施しましょう。 KY活動とは、作業を行う前、ミーティングなどで、その作業にひそむ危険を短時間で話し合い、「これは危ないなあ」と危険に気づき、これに対する対策を決め、一人ひとりが実践する活動です。</p> <p>KY活動は以下の効果があります。 ① 危険を危険と気付く感受性を鋭くする。② 危険に対する集中力を高める。③ 危険に対する問題解決能力が向上する。</p> <p>KY活動を実践するポイントとして、日常の作業や行動を中心にテーマを集めましょう。 特にヒヤリ・ハット(ヒヤリとした、ハットとした)経験を出しあいましょう。</p>				